

## 実施要項標準例の主な改正点

番号	標準例名	該当ページ・項目	改正理由	改正後	改正前
1	官民・民間競争入札実施要項標準例(施設の管理・運営業務)	(8/78ページ) II. 実施要項作成に当たっての留意事項等 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項(法第9条第2項第1号又は第14条第2項第1号) 1.1 対象公共サービスの詳細な内容 (2) 業務の対象と業務内容 1.1.5 施設警備	建築保全業務共通仕様書の改訂があったため	(※上記1.1.2～1.1.5の業務の分類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」による。)	(※上記1.1.2～1.1.5の業務の分類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成25年版)」による。)
2	同上	(20/78ページ) III. 実施要項への記載例 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項(法第9条第2項第1号又は第14条第2項第1号) 1.1 対象公共サービスの詳細な内容 1.1.1 管理・運営業務全般に係る業務 (5) 副統括管理責任者	同上	(※下記の対象業務及び項目の分類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」による。)	(※下記の対象業務及び項目の分類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成25年版)」による。)
3	官民・民間競争入札実施要項標準例(施設の管理・運営業務) 【試験実施業務及び統計業務も同じ。】	(別紙1)【施設の管理・運営業務】評価項目一覧表(参考) 5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」、「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)」の一部改正及び「総合評価落札方式における質上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日財計4802号)に基づく改正	a. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) <del>・ プラチナえるぼし #点</del> ・ <del>3</del> 段階目 #点 ・ 2段階目(※①) #点 ・ 1段階目(※①) #点 ・ 行動計画(※②) #点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 常時雇用する労働者の数が100人以下の <b>事業主</b> に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 b. 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・ <del>トライくるみん認定企業</del> ・プラチナくるみん認定企業) <del>・ プラチナくるみん #点</del> <del>・ くるみん(令和4年4月1日以降の基準) #点</del> <del>・ くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) #点</del> <del>・ トライくるみん #点</del> <del>・ くるみん(平成29年3月31日までの基準) #点</del> <del>※複数認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。</del> c. 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ ユースエール認定 #点	a. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・ 1段階目(※①) #点 ・ 2段階目(※①) #点 ・ 3段階目 #点 ・ 行動計画(※②) #点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② <b>女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主</b> (常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 b. 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) <del>・ くるみん(旧基準)(※③) #点</del> <del>・ くるみん(新基準)(※④) #点</del> <del>・ プラチナくるみん #点</del> ※③ <b>旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)</b> 。 ※④ <b>新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)</b> 。 c. 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ ユースエール認定 #点 <del>(複数認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。)</del>

番号	標準例名	該当ページ・項目	改正理由	改正後	改正前
4	同上	同上	同上	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」の一部を改正する決定（令和4年3月30日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領の一部改正について（通知）」（平成4年3月31日内閣府男女共同参画局長通知）を参照のこと。	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づく取組の実施について（依頼）」（内閣府男女共同参画局長通知（平成29年4月28日一部改正））を参照のこと。
5	同上	(別紙1)【施設の管理・運営業務】 評価項目一覧表(参考) 6. 賞上げの実施を表明した企業等	「総合評価落札方式における賞上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日財計4802号)に基づくもの	(分類) 総合評価落札方式における賞上げを実施する企業に対する評価基準  (評価項目) 以下のいずれかの要件に合致する場合、加点を行う。 ・事業年度(令和〇年度)(又は年(令和〇年))において、対前年度比(又は対前年比)で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を〇%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ・事業年度(令和〇年度)(又は年(令和〇年))において、対前年度比(又は対前年比)で「給与総額」を〇%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】  (評価の基準、留意点等) 「総合評価落札方式における賞上げを実施する企業に対する加点措置について」における別途通知する率※を参照のこと。 ※別途通知する率は、「総合評価落札方式における賞上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第2(1)及び(2)に定める率について(令和3年12月17日財務大臣通知)に基づき、令和4年度については、大企業3%、中小企業1.5%とされている。	(新規)
6	民間競争入札実施要項標準例(統計調査業務)	(9/35ページ) 3. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項 (1) 対象公共サービスの詳細な内容 ④ 業務の内容 ニ オンライン調査システムの回答者情報登録(随時)	通信環境の更新のため	なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びに光回線等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスについては民間事業者で用意することとし、以下の通信環境及びシステム環境が必要となります。 ・通信環境(例) 光回線等のブロードバンド環境(推奨) ・パソコンの動作環境(例) OS : Windows 10以降、MacOS Webブラウザ : Microsoft Edge、Safari、Firefox、Google Chrome PDF閲覧ソフト: Adobe Reader(必須) 上記は一例であり、通信環境及びシステム環境に必要最低限の条件を検討すること。 (参照)政府統計オンライン調査推奨環境 <a href="https://www.e-survey.go.jp/recommended_env">https://www.e-survey.go.jp/recommended_env</a>	なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びにADSL等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスについては民間事業者で用意することとし、以下の通信環境及びシステム環境が必要となります。 ・通信環境 ADSL等のブロードバンド環境(推奨) ・パソコンの動作環境 OS : Windows 8以降 Webブラウザ : Internet Explorer 9以降、Safari 6以降、Firefox 15以降、Google Chrome 21.0以降 PDF閲覧ソフト: Adobe Reader 8.0以降(必須) 上記は一例であり、通信環境及びシステム環境に必要最低限の条件を検討すること。
7	民間競争入札実施要項標準例(OA関係)	(9/31ページ) 4. 入札参加資格に関する事項 (4)	競争参加資格に関する公示、標準ガイドライン等の改訂があったため	【役務の提供等の等級について指摘事項】 審議の際に委員から役務の提供はB等級まで含めるべきであるとの指摘があり、B等級を含めるようにしている。(Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満(「競争参加資格に関する公示」(令和4年3月31日)別記5(2)(2))。また、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」(令和4年4月20日デジタル庁)第3編第6章 調達においても、「必要に応じて技術力や民間における契約実績等一定の技術的基準を考慮し、予定価格の範囲に応じ、等級に格付けされた者に加え一級下位の等級に格付けされた者も参入させる等、入札参加資格の弾力化措置の導入を図る。」とされている。	【役務の提供等の等級について指摘事項】 審議の際に委員から役務の提供はB等級まで含めるべきであるとの指摘があり、B等級を含めるようにしている。(Aは3000万以上、Bは1500万以上3000万未満、Cは300万以上1500万未満、Dは300万未満(「競争参加資格に関する公示」(平成27年3月25日)別記5(2)(2))。また、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」(平成27年3月19日内閣府情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省行政管理局)第3編第6章 調達においても、「必要に応じて技術力や民間における契約実績等一定の技術的基準を考慮し、予定価格の範囲に応じ、等級に格付けされた者に加え一級下位の等級に格付けされた者も参入させる等、入札参加資格の弾力化措置の導入を図る。」とされている。

番号	標準例名	該当ページ・項目	改正理由	改正後	改正前
8	同上	(9/31ページ) 4. 入札参加資格に関する事項 (10)	標準ガイドライン等の改訂があったため	【入札参加グループについて】 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」(令和4年4月20日デジタル庁)第3編第6章 調達では、「技術力の高い中小企業の受注機会を拡充することとなり、中小企業の育成にもつながる。こうしたことから、共同提案に対する参加機会を与えるのが望ましい。」とされている。	【入札参加グループについて】 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」(平成27年3月19日内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省行政管理局)第3編第6章 調達では、「競争入札参加資格が低ランクの者が企業規模の大きい高ランクの者と共同提案を行うことは、受注事業者の履行能力を担保しつつ、低ランクの者にも参加機会を拡充することに資することから、共同提案に対する参加機会を与えることが望ましい」とされている。
9	同上	(10/31ページ) 4. 入札参加資格に関する事項 (10)	財団法人日本情報処理開発協会が一般財団法人化されたため(平成23年4月変更)	一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。	(20) 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
10	同上	(11/31ページ) 4. 入札参加資格に関する事項 (30)	標準ガイドライン等の改訂があったため	【公的な資格や認証等の取得について】 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」(令和4年4月20日デジタル庁)第3編第6章 調達では、応札希望者等に求める品質管理、情報セキュリティ、個人情報の管理等の組織としての能力について、次の点に留意して、当該能力を担保する公的な資格や認証等を記載することとされている。	【公的な資格や認証等の取得について】 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」(平成27年3月19日内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省行政管理局)第3編第6章 調達では、応札希望者等に求める品質管理、情報セキュリティ、個人情報の管理等の組織としての能力について、次の点に留意して、当該能力を担保する公的な資格や認証等を記載することとされている。
11	同上	(26/31ページ) 12. その他業務の実施に関し必要な事項 (5) #####運用管理業務の調達仕様書	同上	【調達仕様について】 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(2022年(令和4年)4月20日デジタル社会推進会議幹事会決定)及び「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書(実践ガイドブックを含む。)」(令和4年4月20日改訂 デジタル庁)を参照し、作成のこと。	【調達仕様について】 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(2014年(平成26年)12月3日各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」(平成27年4月1日施行 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 総務省行政管理局)を参照し、作成のこと。